

平成27年7月24日（金）

於・特許庁庁舎9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第7回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会 .....	1
2. 画像の意匠の登録要件（保護拡充）について .....	1
3. 閉 会 .....	29

## 開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、おはようございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第7回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、佐野委員、林千晶委員が所用のために御欠席でございます。また、本会合には意匠制度小委員会の大淵委員長、そして水谷委員にも御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行を茶園座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○茶園座長 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1 意匠審査基準（第7部第4章）改訂の方向性について、資料2 改訂意匠審査基準（第7部第4章）（案）、資料3 従来物品と付加機能を有する電子計算機との関係について、参考資料1 画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する意匠審査基準改訂の考え方について（案）〔再配布〕、以上の4点でございます。御不足等ございませんでしょうか。

それから、もう1点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクに向かって御発言いただくようお願いいたします。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

### 画像の意匠の登録要件（保護拡充）について

○茶園座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第2. 画像の意匠の登録要件（保護拡充）についてでございます。では、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1、資料2を用いて御説明させていただきます。

できます。

資料1についてでございます。これは前回のワーキンググループの検討資料、今回は参考資料1としてお手元に配布させていただいていますが、この参考資料1の3ページ以降に記載させていただきました保護拡充について、問題の所在と検討すべき課題及び検討の方向性について、再度簡略化してまとめさせていただいたものであり、その論点整理に基づき、次に意匠審査基準を具体的にどのように改訂していくかという観点につなげて説明した資料となっています。

それでは、まず論点整理です。資料1を御覧ください。1. 画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する検討の方向性。(1)、まずは意匠法第3条第1項柱書、工業上利用することができる意匠かどうかという観点からでございますが、論点1-1として、あらかじめ記録の要件の取り扱いというものがございました。

この論点に関しましては、最初の製造出荷の段階で物品に記録されている画像のみならず、その後いずれかの段階で、物品の部分として新たな物品に記録されている画像となったものについても、物品との一体性を有するものとして取り扱う。

①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、及び、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、については、引き続き、物品との一体性を満たさないものとして保護対象とはせず、その上で「あらかじめ記録」の要件を撤廃することとする。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像、(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像、(3) 汎用の表示器に表示された画像、(4) 記録媒体に記録された画像、(6) ゲーム機に関する画像、については、従来の取り扱いを変更しない。

次の論点1-2は、電子計算機の機能に関する取り扱いでございます。

事後的な画像の記録によって新たな意匠に係る物品が成立すると考えられることを前提として、ソフトウェアのインストールにより電子計算機に記録された画像（事後的に記録された画像）について、意匠法上の意匠を構成することを意匠審査基準に明記するものとします。

次の論点は、願書及び図面に記載すべき事項として、論点2-1意匠に係る物品に関する記載として構成しております。

物品（専用機）に事後的に記録された、アップデートの画像の場合、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該機能について明記することは要さない。

他方、電子計算機に事後的に記録された付加機能に係る画像の場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該付加機能を伴った電子計算機であることを明記いたします。当該「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、個別の物品となり得る程度の機能を記載します。

「意匠に係る物品の説明」の欄については、現行の審査基準において必要としている記載事項をそのまま維持して適用することといたします。

論点 2-2、図面の記載についてでございますが、意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」とする、電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合、画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、一組の図面の省略を認め、画像図のみの図面による出願を認めるものといたします。

次に、意匠法第3条第1項第3号、意匠の類否判断に係る部分ですが、今回は特に論点 3-1 として、画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断について記載しています。

以下の点に留意しつつ、基本的に現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方をそのまま適用するものといたします。

①意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通している場合には、具体的な用途及び機能に多少の相違があったとしても、意匠に係る物品は類似すると判断いたします。

②比較の対象となる意匠の意匠に係る物品が、当該画像とは直接的に関係しない他の機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通し、さらに当該画像に係る機能が共通する限りにおいて、意匠に係る物品は類似するものと判断します。

③具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）と他の物品（専用機）との類否については、物品全体としての用途及び機能が共通するかどうかを勘案して判断します。

④意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能についての類否判断は、願書及び図面に表された画像の用途及び機能を認定した上で、対比する意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の用途及び機能との共通性の有無を判断いたします。

論点 3-2、公知資料中に表された画像の認定。公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされて使用されるソフトウェアの画像であることが合理的に認定できる限りにおいて、当該画像を表示する物品全体を示す図の有無にかかわらず、

具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の画像を含む公知の意匠であると認定し、出願の意匠との対比のために使用いたします。

このような論点整理に基づきまして、2. 実際に改訂意匠審査基準（案）における主な改訂点として、(1) から (7) まで記載しております。

(1) 意匠を構成する画像についての冒頭の記載を基本的な要件のみとし、登録要件に係る記載と重複するものを後段に一本化いたします。

(2) 画像が意匠を構成するために必要な「物品にあらかじめ記録された画像」の要件について、「あらかじめ」の文言を削除し、「物品に記録された画像であること」を明記いたします。

(3) 電子計算機の取り扱いを変更。ソフトウェアと一体化した電子計算機を新たな物品と位置づけ、当該物品の画像が意匠を構成することを記載いたします。

(4) 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の記載方法について記載します。

(5) 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像についての記載を追記いたします。

(6) 画像を含む意匠の場合における、意匠に係る物品の類否判断の考え方について追記いたします。

(7) 公知資料中に表された画像を、付加機能を有する電子計算機の画像として取り扱う場合について追記いたします。

それでは、このような大枠に基づきまして、具体的に改訂意匠審査基準の修正箇所等につきまして、資料2を用いて御説明させていただきます。

意匠審査基準における改訂箇所は、第7部 個別の意匠登録出願、第4章 画像を含む意匠となります。

冒頭部分から、2条1項に規定される表示画像と、2条2項に規定される操作画像を説明する74.1と74.2を削除し、後半の保護要件のところに統一いたしました。その削除部分が128ページから133ページの取り消し部分となっております。そして、新たに128ページ、74.1に今回の基準の改訂の基本的な考え方を記載いたしました。すなわち2条1項又は2条2項に規定する画像として保護されるためには、物品の表示部に表示された画像が、その物品に記録された画像であることが必要であることを明記しております。

また、74.1.1には、電子計算機について、任意のソフトウェア等により表示される電子

計算機の画像は保護対象ではないが、ソフトウェアと一体化することによって、具体的な機能を有するものとなった電子計算機によって表示される画像は保護対象とすることを記載しています。

これらの基本的な考え方は、改訂意匠審査基準の中段にあります登録要件の箇所において、再度詳細に説明されるものとなっております。

次に 133 ページ、後段になりますが、項ずれしました 74.2、画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面の項目となります。この箇所では、意匠登録出願に係る願書及び図面の記載要件を記載しています。今回、新たな保護対象となる、ソフトウェアと一体化することにより具体的な機能を有するものとなった電子計算機によって表示される画像を出願する際には、論点 2-1 に対応して、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載しなければならないことを規定しています。そして、この場合の「〇〇機能」に関する記載ぶりは、その付加により実現される物品の機能を、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分と同等の機能を記載することを必要とするものとしております。

134 ページに記載されましたこの基本的な考え方に続きまして、(i) には「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例、(ii) は不適切なものの例を記載しており、例えば付加機能により、「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合は、「経路誘導機付き電子計算機」として記載することが適切であり、他方、付加機能として総括的抽象的な機能を記載してしまっているもの、あるいは 2 つ以上の機能を列挙しているものは不適切であるものとし、それぞれの例示を示しております。

次に 135 ページ、中段になります。引き続き願書記載事項であります。 (4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載についてです。この箇所には新たな追加事項はありませんが、論点 2-1 に対応して、当該記載内容については、今回新たに保護対象とする、ソフトウェアと一体化することにより具体的な機能を有するものとなった電子計算機によって表示される画像についても、そのまま適用することとしております。

すなわち、2 条 1 項に規定する画像である場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これについて説明を記載します。

また、2 条 2 項に規定する画像である場合は、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、また、操作方法について説明

を記載するものとしたします。これは後ほど出てきます 145 ページの事例においても、当該内容が記載されたものとなっております。

次に 135 ページ、(5) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載の項目についてです。この箇所には新たな追加事項はありませんが、論点 2-2 に対応して、136 ページに移行いたしますが、③図の省略、(i v) の記載内容については、今回新たな保護対象とする、ソフトウェアと一体化することにより具体的な機能を有するものとなった電子計算機についても、現行の審査基準をそのまま適用することとしたします。

すなわち、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができ、「画像図」のみによる意匠登録出願を認めるものとしたします。

次に 137 ページ、74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであることの項目についてです。ここからは意匠法第 3 条柱書に規定される意匠の登録要件に関する判断事項となります。

まず、138 ページ、74.4.1.1.1 は、2 条 1 項の規定に基づき認められる画像の要件として、(1) から (3) までの 3 要件が記載されています。(1)、(2) は従来からの要件ですが、(3) については論点 1-1 に対応するために、あらかじめの要件を削除し、今回新たに、物品に記録された画像であることを要件といたしました。

それに続く 74.4.1.1.1.1 以下は、上記の 3 つの要件に関して具体的に説明を書き下した箇所となっております。

74.4.1.1.1.1 は、(2) の要件について、2 条 1 項の画像として認められる事例を前半から移動させて、説明本文との対応を明らかにいたしました。139 ページから 140 ページに続いている箇所になります。

そして、140 ページ、74.4.1.1.1.2 は、上記 (3) の要件についての詳しい解説となっております。すなわち論点 1-1 に対応して、あらかじめの記録を削除し、それによってアップデートの画像が保護対象に含まれることになったことを括弧書きで明らかにし、さらに、これまで意匠を構成するものとして認められなかった、事後的に記録された画像に関する記載を削除することによって、事後的に記録された画像も保護対象になることを明確にいたしました。

他方、物品に記録された画像であることという要件は、引き続き必須事項となりますの

で、物品の外部からの信号による画像や、物品に接続などされた記録媒体に記録された画像を表示したものは、これまでと同様、保護対象外として記載が残るものとなっています。

また、論点 1-2 に対応し、ソフトウェアのインストールにより物品に記録された画像が意匠と認められるものとなったことから、また以下の記載を削除いたしました。ただし、ゲームソフトをインストールすることで表示される画像については、今後も保護除外といたしますので、ゲームの画像の対応につきましては、基準の後半に、改めて記載することとしています。後ほど説明させていただきます。

140 ページ、74.4.1.1.1.2 は、今度は 2 条 2 項の規定に基づき認められる画像の要件で、(1) から (4) までの 4 要件が記載されています。(1) から (3) までは従来からの要件ですが、(4) については論点 1-1 に対応するために、今回新たに、2 条 2 項の規定に基づき認められる画像はその物品に記録された画像であることを要件として明記いたしました。

142 ページ、74.4.1.1.1.2.2 は、上記 (3) の要件の詳しい解説です。これまでは 143 ページの事例のみが記載されていましたが、2 条 2 項後段の条文の趣旨を明確化した記載を追記するとともに、今回新たな保護対象となる付加機能を有する電子計算機の画像についても、この電子計算機と一体として用いられるデータ表示機に表示された画像の場合も保護対象となることを追記いたしました。

続きまして、144 ページ、冒頭部分になりますが、74.4.1.1.1.2.3 は、上記の (4) の要件の詳しい解説となっております。論点 1-1 に対応して、2 条 2 項の規定に基づき認められる画像は、その物品に記録された画像であることが要件であることを説明し、2 条 1 項の規定に基づき認められる画像の当該箇所と同様の記述とし、物品の外部からの信号による画像や、物品に接続などされた記録媒体に記録された画像を表示したものは、引き続き保護対象外であることを明確にいたしました。

144 ページ、74.4.1.1.1.3 は、論点の 1-2 に対応するもので、従来の電子計算機の画像についての考え方と、今回ソフトウェアと一体化することにより具体的な機能を有するものとなった電子計算機によって表示される画像についての考え方を説明するものとなっております。冒頭の 74.4.1.1 の要約部分をサポートする箇所となっております。すなわち、電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、その他のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置づけるものとしています。

さらに、2 条 1 項の規定に基づき認められる画像の事例として、145 ページになりますが、「歩数計機能付き電子計算機」、そして 2 条 2 項の規定に基づき認められる画像の事例

として、「宛名作成機能付き電子計算機」を追加しております。

続きまして、146 ページになりますが、74.4.1.1.2 は、2 条 1 項に規定される表示画像、2 条 2 項に規定される操作画像、双方を対象とした項目であり、既に説明させていただいたように、74.4.1.1.1.1 及び 74.4.1.1.1.2 において登録要件がそれぞれ記載されていますが、再度この項目において、具体的な表現物との関係という観点から、意匠を構成する画像に該当しないものを説明しております。

すなわち (1) にありますように、電子計算機の壁紙のように、装飾表現のみを目的とした画像は、意匠を構成しないものとします。同様に、(2) 映画のようにいわゆる物品から独立したコンテンツを表した画像も意匠を構成しないものとし、ここに、104 ページにおいて一旦削除したゲーム画像を加えるものとしています。したがって、ゲーム画像は、プリインストールしたものも含め意匠を構成する画像に該当しないものとされます。

同様に、149 ページの (5) になりますが、ここにおきましても、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、意匠を構成する画像に該当しないということを明確化しています。

他方、ページは戻りますが、148 ページにおいて、今回ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有するものとなった電子計算機によって表示される画像が保護対象となることから、電子計算機に関する記載については、意匠を構成するものに該当しないものを説明する当該項目より削除いたしました。

150 ページの最下段からは、意匠法第 3 条第 1 項に関する判断要件となります。74.4.2 新規性と始まるところからになっております。

まず、74.4.2.1 において、論点 3-2 に対応して、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として扱うことを明記いたしました。

あわせて、155 ページになりますが、事例 4 として具体的な図と説明を新規に記載しております。

少し戻りますが、151 ページ、74.4.2.2.1 には、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に規定される意匠の類否判断について、画像を含む意匠の場合の一般的な手法を明確化し、152 ページ、74.4.2.2.1.1 においては、論点 3-1 に対応して、特に意匠に係る物品の認定及び類否判断について記載しています。

後ほど資料 3 において詳細は説明させていただきますが、その資料 3 における整理に基づ

き、(1)においては、画像を含む意匠の場合は、意匠に係る物品全体の用途及び機能並びに当該画像の用途及び機能について意匠に係る物品の認定を行うという原則を説明し、(2)においては、上記意匠に係る物品の認定に基づき、意匠に係る物品全体の用途及び機能並びにそれに占める当該画像の用途及び機能を総合的に勘案し、意匠に係る物品の用途及び機能の類否を判断することを記載しています。

また、具体的な用途、機能に多少の相違があったとしても、全体として共通している場合は、意匠に係る物品は類似するという判断をすること。さらに、当該画像の用途、機能以外に、当該画像とは直接関係しない他の用途、機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途及び機能が物品全体として共通し、当該画像の用途及び機能が共通する限りにおいて、意匠に係る物品は類似すると判断することを記載しております。

そして、最後になりますが、(3)においては、今回保護の対象となる付加機能を有する電子計算機の場合の類否判断について特化させ、付加機能を有する電子計算機の意匠と他の物品の意匠とを対比する場合、当該物品全体の用途及び機能を考慮することを行って、類否判断を行うという原則を記載しております。

以上が、資料1、資料2の説明になります。

○伊藤意匠制度企画室長 続きまして、資料3について御説明いたします。資料3を御覧ください。

今回、新たに付加機能を有する電子計算機の画像を保護対象として取り扱う検討を行うに当たり、前回のワーキンググループにおきまして、新たな物品の意匠と、これまで既に登録となっております携帯情報端末機といったような物品の意匠との関係について御質問をいただきました。そこで、今資料2で説明のありました改訂意匠審査基準(案)の記載を若干補足する内容とはなりますけれども、これらの物品の関係性の点について、お手元の資料3を用いて御説明させていただきたいと思っております。

まず、1. 意匠に係る物品についての取り扱いでございます。(1) 携帯情報端末機。この携帯情報端末機に関する意匠審査における理解でございますが、物品としては、電子手帳に端を発する小型の電子機器で、一般的にはPDAとも称され、スケジュール管理・住所録・メモなどの具体的かつ限定的な機能を有する物品というふうに理解しております。

意匠審査におきましては、この携帯情報端末機というものは、利用者個人に関する各種情報を携帯して扱うことを可能とする小型の電子機器であって、機器表面に設置された液晶等画面を通じて、あらかじめ組み込まれた具体的機能に基づく各種情報の表示、入力等

を行うことができる物品を表す、意匠に係る物品の区分として取り扱いを行っております。

次に（b）に移ります。「携帯情報端末機」を意匠に係る物品とする意匠の成立条件でございますが、大きく2つ、画像を含まないハウジング形態に係る意匠、それから画像を含む意匠がございます。これは昭和の時代からある概念なのですけれども、この「携帯情報端末機」を意匠に係る物品とする意匠で画像を含まないものにつきましては、その画像を含まない意匠の形態というものが、内部で電子的に処理される機能を直接的に拘束する、又は拘束されるものとは通常考えにくいものでございますので、この画像を含まないハウジングの意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲、すなわち言い換えますと、「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」という物品理解の範囲において、この意匠が成立するものというふうに取り扱っております。

一方、画像を含む意匠の場合なのですが、この画像を含む「携帯情報端末機」の意匠におきましては、この「携帯情報端末機」が具備するどのような機能のための画像なのかが明確であることを前提としまして、現行意匠審査基準のもと、その物品にあらかじめ記録された画像であって、所要の条件を満たすもののみを保護対象としているということでございます。

ただし、この「携帯情報端末機」に係る画像として、別途独立して創作・販売されるビジネスソフト等をインストールすることで表示される、事後的な拡張機能に係る画像についての出願がなされた場合には、現行意匠審査基準に基づきまして、その意匠は意匠登録の対象とはならないとこれまで判断しております。

次に、(2) 電子計算機です。この電子計算機についての意匠審査における理解でございますが、この電子計算機というものは、情報処理機能以外に具体的な機能を有していない機器であって、任意のソフトウェアを追加インストールすることによって、さまざまな機能拡張が可能な物品を表す、意匠に係る物品の区分として取り扱いを行っております。

こちらにつきましても、画像を含まない意匠、それから画像を含む意匠、双方ございますが、この「電子計算機」を意匠に係る物品とする画像を含まない意匠につきましても、当該意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲、すなわち、そのハードウェアとしての具体的な形状を特定し得る範囲において、意匠が成立するものというふうに取り扱っております。

一方、画像を含む意匠の場合でございますが、こちらにつきましても、電子計算機の有

する機能が情報処理機能のみでございますので、基本的にはなかなかその画像が成立し得ませんけれども、一部例外的に、電子計算機の情報処理機能を果たすために必要なBIOSの画像ですとか、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像のみについて、「電子計算機」を意匠に係る物品とする画像を含む意匠が成立するものと取り扱っております。こちら電子計算機に係る画像につきましても、ビジネスソフト等をインストールすることで表示される、拡張機能に係る画像についての出願がなされた場合には、現状、その意匠は意匠登録の対象とはならないと判断しております。

こちらを踏まえまして、(3) 付加機能を有する電子計算機ですが、意匠審査におきまして、この付加機能を有する電子計算機、具体的には「〇〇機能付き電子計算機」は、電子計算機とソフトウェアのみによって、その他のハードウェアを要せずに成立する、特定機能を具備した単一の物品であって、画像を含む意匠について意匠登録出願する場合に有効な、物品の区分として取り扱うと考えております。

続きまして、「〇〇機能付き電子計算機」を意匠に係る物品とする意匠の成立条件ですけれども、意匠は、物品の外観形態をその対象とするものですので、ハードウェアとしての電子計算機の構成要素とソフトウェアとの協働によって実現される特定機能が具体的な外観形態を呈する場合にのみ、この「〇〇機能付き電子計算機」を意匠に係る物品とする、意匠法の保護対象としての意匠が構成されます。この場合、当該ソフトウェアに基づく画像は、意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」の具体的機能（〇〇機能）に係る画像として、当該物品の部分の意匠を構成するということになります。

この場合のハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素と現段階で考えられるものは、例えば以下に示すようなものです。

まず、入出力装置、演算装置、制御装置、記憶装置とございますが、中でも、入力装置の例で申し上げますれば、一体型のラップトップのPCを思い浮かべていただければと思いますが、キーボード、タッチパネル、各種データ読み取り機、マイク、カメラ等々がございます。

それから、出力装置の例で申し上げますれば、ディスプレイ、スピーカー、各種データ書き込み機等が、ハードウェアとしての電子計算機が、社会通念上、一体として具備し得ると想定されるものでございます。もちろん、このような電子計算機が具備する構成要素は時代とともに変化し得るものではございますが、画像を含む意匠の場合であって、社会通念上、電子計算機が具備し得る範囲を超えた構成要素を物品成立の要件とする場合には、「〇〇機

能付き電子計算機」として観念される意匠法の保護対象としての意匠は構成しない、というふうに考えております。

下の点線枠囲みの中に例を2つ、成立する例、成立しない例を書いておりますので、御説明いたします。

まず、「〇〇機能付き電子計算機」としての意匠が成立する例ですが、電子計算機は、ソフトウェアを追加することだけで「音楽再生機能付き電子計算機」になることができます。この場合、社会通念上、各種データ読み取り機、ディスプレイ、スピーカーは電子計算機が有する構成要素の範囲内と考えられますので、ソフトウェアを追加するだけで「音楽再生機能付き電子計算機」になることができるというふうに考えられます。

成立しない例としましては、電子計算機というものは、ソフトウェアを追加しただけでは冷蔵庫（冷蔵保管機能付き電子計算機）になることはできない、ということです。この場合、社会通念上、冷蔵や保冷の機構、それから保管庫というのは電子計算機の構成要素の範囲外と考えられます。よって、この場合の意匠に係る物品としては、やはり「冷蔵庫」としていただくものと考えております。

続きまして、(4) 電子計算機以外の物品の場合の付加機能及び機能拡張性の取り扱いです。電子計算機以外の物品が、当該物品の主機能以外の付加機能に係る画像を含む場合ですけれども、この場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄ではなくて、「意匠に係る物品の説明」の欄に、当該画像に係る付加機能について記載することを原則とします。こちらは既に現行の審査基準に規定しているところですが、この意匠に係る物品が機能拡張性を有する場合であっても、その願書の「意匠に係る物品」の欄ではなくて、「意匠に係る物品の説明」の欄にその旨を記載する。よって、例えば「電子計算機能付き△△」のようには記載しない、ということです。

以上を前提としまして、次に、2. 意匠に係る物品の用途及び機能に関する類否の補足説明です。(1) 類否判断の原則ですけれども、意匠審査において、意匠に係る物品の類否判断の前提となる考え方は以下のとおりです。

まず、①意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者の立場から見た美感の類否についての判断をいう。

②意匠に係る物品の認定は、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づいて、両意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。なお、意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類

似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。意匠に係る物品の用途及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない、ということです。

今の前提をもとにして、各物品間の類否、まず(2)「携帯情報端末機」と他の物品との類否です。(i) 画像を含まない意匠ですが、今御説明しました、画像を含まない意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲の物品理解に基づきますと、「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」である「携帯情報端末機」は、物品の用途、機能として特定の機能を有さない携帯型の「電子計算機」とも共通するところがございますので、これら両者の意匠に係る物品については、相互に類似し得るものとして審査判断を行っております。

また、(ii) 画像を含む意匠ですけれども、この意匠に係る物品を「携帯情報端末機」とする画像を含む意匠の場合も同様に、「携帯情報端末機」は、この同じ理解を前提として、その概念に含み得る機器の機能を同様に有する他の物品の画像を含む意匠との関係において、意匠に係る物品の用途及び機能が類似すると判断する場合がございます。

(3)「〇〇機能付き電子計算機」の場合の類否、これは画像を含む意匠の場合です。まず、意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」とする画像を含む意匠は、ソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像を含むもので、現行の意匠審査基準のもとでは登録の対象としていないものです。よって、この意匠についての類否は、従来にはない新規の判断事項となります。

画像ですけれども、この画像というのは、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものです。それから、当該物品の機能を実際に発現させるためのものでもあります。この場合、画像の意匠の創作というのは、通常、ハードウェアの外観を構成するハウジングの形状によって直接的に拘束されるものとは考えにくいものです。すなわち、画像の意匠の創作というのは、ハウジングの形状とは別個に、当該画像のみを対象として行われることが多いと理解されます。一方で、画像というのは、意匠法上、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を構成するものとなりますので、画像の意匠の創作の特徴について評価、判断するためには、当該画像の用途及び機能を具体的に把握す

ることに加えまして、意匠に係る物品全体の用途、機能に占める当該画像の用途、機能の位置付けについてもあわせて適切に認定して、それらを総合的に勘案して、意匠に係る物品の用途、機能の類否を判断する必要があります。

したがって、**「〇〇機能付き電子計算機」**の場合の意匠に係る物品についての類否判断を行う際には、物品全体の用途及び機能が、電子計算機が社会通念上具備し得る範囲の構成要素によって実現され得るものであるかどうかを考慮しながら、創作の対象となった画像の用途及び機能の共通性を判断することとなります。

**「〇〇機能付き電子計算機」**とその他の物品との類否関係について、まず、(a) **「〇〇機能付き電子計算機」**と**「携帯情報端末機」**の場合です。**「〇〇機能付き電子計算機」**が具備する特定機能は、出願人の方が任意に選択し得る機能であり、現代の**「携帯情報端末機」**が具備し得る機能との関係において、その対象となる具体的機能の範囲に実質的な違いはないと考えられます。よって、**「〇〇機能付き電子計算機」**と**「携帯情報端末機」**は、そのいずれもが、電子計算機が社会通念上具備し得る範囲の構成要素のみからなるものと認められる場合に、意匠に係る物品が類似し得ます。

ただし、**「〇〇機能付き電子計算機」**における電子計算機が、**「携帯情報端末機」**についての物品理解である**「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」**の範囲を超えるようなものである場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似との結論が導かれることになると考えられます。

続きまして、(b) **「〇〇機能付き電子計算機」**と**「電子計算機」**の関係です。意匠に係る物品が**「電子計算機」**の場合でも、電子計算機の情報処理機能を果たすために必要な**B I O S**の画像ですとか、電子計算機の機能調整、例えば、画面一体型の電子計算機の場合の画面照度調整のような画像については、画像を含む意匠として登録の対象となり得ます。

この場合、ハードウェアとしての**「電子計算機」**と**「〇〇機能付き電子計算機」**自体は、その構成要素において特に差はありませんので、当該画像の用途及び機能が類似する限りにおいて、意匠に係る物品は類似するといえます。ただし、この**「電子計算機」**の場合、画像を含む意匠として成立するのは限定的なものに限られますので、当該物品の部分の機能までを考慮すると、**「〇〇機能付き電子計算機」**における**「〇〇機能」**という特定機能が、**「電子計算機」**の画像に係る機能と類似する場合はなかなか限定的であろうと考えられます。

次に、(c) **「〇〇機能付き電子計算機」**同士の関係ですが、この画像に係る**〇〇機能**、具

体的機能が類似する限りにおいて、意匠に係る物品は類似するということです。

続きまして、(d)「〇〇機能付き電子計算機」とその他の物品ですが、ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素の範囲の中で成立する物品の場合には、「〇〇機能付き電子計算機」と当該別の物品は、意匠に係る物品が類似するということです。

一例として、「歩数計機能付き電子計算機」と「歩数計」の関係性については、物品として類似し得るということです。この場合、小型の電子計算機の中には、今や「加速度センサー」といったデバイスが内蔵されるということも社会通念上理解し得るものですので、そのようなデバイスをもとにした「歩数計機能付き電子計算機」とデジタルの「歩数計」、これら両者の物品間には類似の関係が成り立つと考えるのが適当であろうと考えております。

一方、電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素の範囲外のハードウェアを必須の構成要素とする物品の場合は、「〇〇機能付き電子計算機」と当該物品とは、意匠に係る物品が類似しない、ということです。一例ですけれども、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」と「数値制御複合工作機（マシニングセンタ）」というのは、物品として類似し得ないということです。こちらの場合、いずれも工作機のための数値制御を行う画像であったとしても、片や電子計算機であって、もう一つは工作機です。マシニングセンタという物品について必須の構成要素となる切削加工というハードウェアの機構については、通常、電子計算機は持ち得ないものですので、この両者の関係においては、ハードウェアが全く違うということで、類似する物品の関係は成り立たないというふうに考えております。

今御説明させていただいたことを一覧表にまとめたものが最後のページですが、1点、前回のワーキンググループで御指摘いただいたスマートフォンに関して申し上げます、今回御提案しております右から2列目の（新規）付加機能を有する電子計算機のところの、「〇〇機能付き電子計算機」という概念の中に、ソフトウェアインストール後のスマートフォンが、ソフトウェアインストール後のパーソナルコンピュータと同様に、実際の製品としては入ってくると考えております。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

資料1、2、3について説明いただきましたけれども、順番として、まず資料3の従来物品と付加機能を有する電子計算機との関係について議論させていただきたいと思います。

資料1、2につきましては、その後に議論していただきたいと思っております。

では、資料3につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

では、林委員。

○林（真）委員 J I P A意匠委員会の林です。

今回お示しいただいた関係について、全体的にかなり整理された内容であって、大筋では分かるのですが、当委員会、前回から2回にわたり御庁と意見交換させていただいた中で、どうしても、社会通念上といったあいまいなところがなかなか理解が及ばず、特に専用機としての電子計算機の画像と、新たな概念のものと電子計算機の画像の区別や、専用機と何々機能付き電子計算機の類否の考え方などについて、いま一つ混乱があるようです。これはお願いというか、委員の中から要望があったのですが、もちろんはっきりとした線引きができないケースなどもあるとは思いますが、そこに適用する具体的な物品とその画像の例示、あと類否の関係性などを図式化したものを御提示いただくともう少し理解が進みますので、そういったものを御用意いただくことはできないでしょうか。

もう一つは、現状で、現行法下で携帯情報端末の画像の意匠登録で、出願人が記載する意匠に係る物品の説明に判断が左右されている傾向というのが非常に見受けられ、ユーザ一側からすると、図面から観念される意匠の権利範囲が、意匠の説明、物品の説明などによってどのように判断されるのか、予測できないということを問題と感じています。

この改訂で、携帯情報端末、電子計算機に分けて整理したとしても、社会通念上といったあいまいなもので、物品の説明の記載などの出願人に委ねる部分が多ければ、結局今と同様、図面から観念される意匠の権利範囲が、意匠の説明、意匠の物品によってどのように判断されるのか予測できないという問題は同様に生じてくるのではないかという意見がございます。社会通念上というのは、分からないではないのですが、ある程度具体的な切り分けというのを明確にさせていただいた上で、合理的にこれに当てはまらないと判断できるようなものは、審査において拒絶理由等の対応をするなどした上で、柔軟に対応するのが望ましいのではないかという意見がございます。

また、技術の進歩は画像では非常に早いので、現時点でこれということは決められないのかもしれないですが、これらの観点というのは、今の段階での固定的なものを決めておいて、今後その見直しを周期的に行うのが適当ではないのでしょうか、というのが当委員会からの意見でございました。

以上です。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。まず1点目ですけれども、より具体的に、物品とか画像の切り分けを図式化して示して欲しいという御要望かと思うのですが、こういったものを御要望されているのかが分からないところがあります。今御説明した資料3の中にも、文字ですけれども、幾つか例示はさせていただいたところで、基本的な考え方としては、こういう考え方になるのではないかと考えております。実際、皆様、いろいろな製品をそれぞれ各社さんがお作りになられていて、それぞれ同じものを作っているわけではなくて、いろいろな自由度がある中で製品展開されていると思うのですが、そこを何か必要以上に拘束するという事は正直考えておりません。自由な製品開発活動を前提として、こちらとしては判断していくことを考えると、必要以上にこちらが創作を拘束するようなルールを決めるのはいかなものかという気もしております。その意味で、こういったものを御希望なのかがよく分からなくて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○林（真）委員 文字による説明というのが、想定されている実際の画像と、画像及び物品とその実際のものとの結び付かないので、できれば視覚化できるようなものをいただきたいということです。もう一つ、今の段階で拘束しないということに関しては、実際そこは十分理解できるのですが、一定の目安になるものをいただきたいというのが、こちらとしての要望です。

○木本意匠審査基準室長 基準室の観点からお答えいたします。まず2点目の御質問のほうは、非常に悩ましいところであります。現状において、出願された願書及び図面に基づき、善意な解釈でとどめている登録事例もございます。他方、予見性を上げるためには、願書及び図面の記載事項の要件をもっと厳しく、拒絶理由通知で3条柱書を厳格に運用し、あるいはその結果として要旨変更のリスクを増大させるという方法もございます。そのあたりを出願時にどこまで特定し、拒絶理由通知とするかというバランスも含めて、今後、次回のワーキングに向けて意見交換をさせていただく場面があると思いますので、まずは問題意識を共有させていただきたいと思います。

その上で、意匠の認定は願書面だけではなく、図面との相互作用で行うということは意匠審査においても同じでございますので、そこにつきましても、どういう形で具体化できるかというのは今の段階では明言できませんけれども、意見交換を通して具体的な事例を含めて、少し抽象化したり一般化したりできることがあれば、やっていきたいと思っております。

○林（真）委員 こちらのほうとしても、そのバランスというところでもう少し委員会の中で詰めて検討したいと思います。どうもありがとうございました。

○茶園座長 中原委員どうぞ。

○中原委員 J E I T Aデザインの法的保護タスクフォースでございます。

今のJ I P Aさんの意見と同じなのですが、資料3の3ページに記載がございます、ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素の範囲内というのが、いまだ不明確なのではないかと感じております。したがって、具体化のためにさらに御検討をお願いしたいと考えております。例えば、現在存在し得る物品について、資料3別紙に当てはめていただいた上で、類否の考え方を示しいただきたいと考えております。先ほど、創作を拘束するようなことはしたくないというような御発言がございましたけれども、例えば、今後J E I T Aのほうと意見交換させていただく場が想定されると思いますので、その場限りのものであっても構いませんので、お示しいただければと思います。

以上です。

○伊藤意匠制度企画室長 ちょっと検討させていただきたいと思います。

○茶園座長 井手委員お願いします。

○井手委員 コンピュータソフトウェア協会の井手です。

今のJ E I T Aさんのお話に関連するのですけれども、ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得るものということで、入力装置の例のところでもう少し具体的に思うのですが、自社の例で恐縮ですけれども、例えばペン入力ができるタブレット、それはある意味座標入力装置というようなことになるわけですが、この場合ペン入力機能付き電子計算機ということで、その操作画像を保護できるようになるものだと思うのですけれども、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。まず、基本的な考え方なのですが、今回は、一つのまとまりを持っている物品を前提として、〇〇機能付き電子計算機というものを捉えております。その物品としてのハードウェアが、今の例であれば、座標入力機能までを持ったハードウェアができているのであれば、それは成立すると思うのですが、一例を挙げますと、例えばパソコンにU S Bケーブルなどを使って別の物品である入力機を接続して構成したものとなってしまうと、これは恐らく2つの物品からなるものと理解し得るのではないかと考えております。

ここで書かせていただいた入力装置の例というのは、例えば電子計算機というハードウ

ェアの中に既に組み込まれたもの、ハードウェアとして一体化されている入力装置のことを想定しておりますので、例えばラップトップ型のパソコンであれば、当該電子計算機の中に含まれているキーボードですとか、ディスプレイというのも当然含まれているのですが、そこに入力システムまでが組み込まれているのであれば成立し得るものだと思っております。

ただ、ソフトウェアを追加した状態の電子計算機というものは、その名称を正しく書いていただければ、「〇〇機能付き電子計算機」というもの自体は成立すると思います。説明がうまくできているかどうか分かりませんが。

○井手委員 ちょっと微妙な感じというのは分かりました。

○木本意匠審査基準室長 何々機能付き電子計算機という出願の形式を取っていただければ、問題ないのではないかと考えております。

○井手委員 そうすると、その画像としてはペン入力機能付き電子計算機という形で出願できると。

○木本意匠審査基準室長 画像としては、電子計算機の画像に近くなるのではないかと思います。

○井手委員 ただ、別途その座標入力装置としてはその外観、その物品又は入力装置ですね、電子計算機ではなくて。

○木本意匠審査基準室長 はい。

○井手委員 分かりました。

○茶園座長 よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

では、林委員。

○林（美）委員 日本弁理士会の林です。

資料3でご質問させていただくのが適切か分からないのですが、今回、電子計算機と従来の携帯情報端末機に関して整理をいただいているので、ほかのところでも質問がありますし、ここでもさせていただきたいと思います。これまで、いわゆるスマホとかタブレットとかそういったものに関しては、物品名を「携帯情報端末機」と記載しまして、意匠の説明のところ、どういった機能を発揮するかというのを具体的に書いていくような形で権利化がなされていたと思います。そういった形で権利化したものについて、権利の効力についてはさて置まして、今回このように整理がなされたということで、今後、

例えばスマホやタブレットについて権利化を目指した場合に、「〇〇機能付き電子計算機」という形で書いていくことになるかと理解しています。

一つ、出願の代理をする弁理士として実務的な観点から、その物品名の記載と、あと物品に関する説明の記載についてご質問させていただきたいと思います。特にアイコンを権利化したいとした場合に、今は物品名は「携帯情報端末機」として、先ほど申しましたように意匠の説明のところに、こういった機能を発揮しますといことで記載しています。例えばタブレットの部分は点線にして、例えばマイクの絵を実線で示した場合に、物品名は「携帯情報端末」で、その説明のところにマイクが音声入力機能を有するなど、どういう機能を発揮するかということに記載することで権利化されているかと思うのですが、このような例ですと、今後は物品名は「音声入力機能付き電子計算機」という物品名になって、物品の説明のところにも、そういった機能を持っていますという記載をするようになるのでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 まず、1点目のほうに最初に答えさせていただきたいと思います。林委員がおっしゃったスマホとかタブレットの画像について、出願する際には、携帯情報端末機として出願しているという御指摘についてです。先ほども説明させていただいたのですが、そのスマホの画像とかタブレットの画像というものが何を指しているかというところにちょっと問題があるのですが、これまで現行の意匠審査基準では、物品にあらかじめ記録された画像のみを保護対象とするというところでありますので、当該携帯情報端末機にあらかじめ記録されているという前提で、こちらは登録を行っておりますので、林委員がおっしゃったものが仮に、分かりませんが別のソフトウェアをインストールしたものだということだとすると、それは登録していないというのが一応前提になります。そこについて誤解なきよう補足説明させていただきました。

○林（美）委員 そういう理解だとしますと、今お話しした例というのは、マイクのアイコン一つのみが実線で描かれている場合なのですが、複数のアイコンを実線で示している登録例もあります。その場合でも、物品名は「携帯情報端末」で、それぞれのアイコンについて例えばこういう機能があります、というのを物品に関する説明に複数書いているんですね。それはもちろんあらかじめ記録された画像であることを前提として、現在のところ出願をされていると思うのですが、今後はそういったソフトウェアとしてのアイコンとしての権利を目指すのであれば、一つ一つのアイコンについて別々の画像というか図面を用意して、一つ一つ物品を「〇〇機能付き電子計算機」という形で権利化していくことに

なるという理解でよろしいでしょうか。

○木本意匠審査基準室長 基本的にはそのように整理させていただきたいと思っております。最初の御質問では、先ほど基準の説明のところにもありましたように、大原則は今回の改訂案の134ページにありますように、付加機能は、その付加により実現される物品の機能を、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分と同等の機能を記載するというところでございますので、こちらの単位を御参照いただきたいと思います。

他方、これから意見交換等で私たちも検討したいと思っているところは、いわゆる初期に立ち上げたときに出てくる画面につきましては、従来のあらかじめ記録された状態だけではなく、インストールされたものも認めるという2条2項においても、何らか保護できる方法があるのではないかと今検討中でございます。まだ詳細に決まっておられませんので、そちらは引き続き検討させていただきたいと思っております。

○林（美）委員 分かりました。

そうしますと、こちらはアドバイスとかご意見をいただきたいのですが、例えばゲーム機には今いろいろな情報処理機能を持った携帯用ゲーム機が存在します。その主たる機能は恐らくゲームなのでしょうが、例えば録画機能とか電子メール送受信機能を備えたゲーム機があるので、現在の登録例では、物品名を「携帯情報端末機」として、意匠に係る物品の説明の中で、ゲームの操作を行うためのコントローラーとしての画像のほか、この物品はこういった機能を有するというので、先ほどお話しした電子メール送受信機能とかそういった機能をずらっと書いてあったりします。今後はこうした場合、物品名「ゲーム機能付き電子計算機」として、意匠に係る物品の説明のところ、ほかにもこういう機能がありますよというふうに書いていくようなイメージになりますか。

○木本意匠審査基準室長 今回、ゲームの画像そのものについては、基準にも書かせていただいていますように、物品から独立したコンテンツということで保護除外したいと思っております。したがって、ゲームの機能付きという用語は認めない方向にしております。他方、ゲーム機そのものをコントロールする、例えば、ゲーム機の画面そのものの明るさをコントロールするというものについては、従来どおり保護を続けていきたいと思っております。

○林（美）委員 すみません、しつこくて。ゲームのコントローラーが画像として画面に表示されていて、そのコントローラーはもちろんゲーム用にも使えるものであって、保護したいのはそのコントローラーの画像部分である場合があったとします。そのコントロー

ラーはもちろんゲーム操作用にも使えるのですが、その他メールを送ったりとか、テレビの画像を受信したりとか、そういった機能を発揮させるためにも用いられるコントローラー部分であった場合には、どのように出願するのがよろしいですか。

○伊藤意匠制度企画室長 まず考え方としてなのですが、出願いただく単位というのは、意匠の単位で出願していただくというのが原則になりますので、製品とか商品の単位でものを考えていただくのではなくて、機能の単位とか、画像ごとの単位とか、そういう形でまずお考えいただきたいと思っております。そうすると、さっき申し上げました物品の区分として書くべき「○○機能付き電子計算機」というのが、実は一つの商品であっても複数成立する場合が多分に考えられますので、その単位ごとにきちんと出願していただくというのが原則だと思っております。

○林（美）委員 やはりそういうことですね。その確認をさせていただきたくて。ありがとうございました。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

では、資料3について何かありましたら後ほどお願いするとして、資料1、2のほうの議論に移りたいと思います。それでは、先ほど資料1、2で説明いただきました画像の意匠の保護拡充に関する改訂意匠審査基準（案）につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では、中原委員。

○中原委員 J E I T Aでございます。

資料2、135 ページについて質問させていただきます。先ほどの弁理士会さんの御意見にかぶりますけれども、135 ページの(e)に記載がございます、複数の付加機能を併記したものが、意匠に係る物品の欄の記載として、不適切なものの例として記載がございます。そうしますと、例えば初期画面のように複数の機能を持つ画面については、どのような出願をしたらいいのか、教えていただきたいと思っております。

○木本意匠審査基準室長 基本的には先ほど伊藤のほうから説明がありましたように、画像との関係もありますので、一意匠一出願という形で、一機能のみを記載していただくという形を原則としたいと思っております。ほとんどの場合がそのようになると思っておりますが、唯一今までの使用状態、使用目的の範囲において、初期に複数のアイコンが並んでいる画像に関しては、多くの方が一つの使用状態、画像のまとまりとして認識している状態であると考えておりますので、何らかの形で保護できるのではないかとということで、

今検討中ということでございます。ただ、通常の画像に基づく用途機能に関しましては、それぞれの単位において、何々機能付き電子計算機という区分名をもって出願していただくことを考えております。

○中原委員 ありがとうございます。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

井手委員。

○井手委員 コンピュータソフトウェア協会の井手です。

資料1についてですが、論点1-1のところですけども、当協会としては、今パッケージソフトウェアを製造販売している会員が多いものですから、そういう意味でソフトウェアに係る画像の意匠保護を拡充していただきたいという点では、そういう立場なので、今回「あらかじめ」という文言を取って、後でインストールしたソフトウェア、画像が保護対象になるというのは歓迎しております。そうなんですけれども、現実の世界は結構先を行っております、例えばサーバーとクライアントの関係とか、シンクライアントというものがありますけれども、OSやソフトやストレージも全部サーバーにあって、ユーザーのところにはキーボードと画面しかないというような世界があるわけです。こういうものでネットワークを介して、会計ソフトのようなものが毎回同じ画面が送られてくる。そういうものも外部から配信されているから一体性がないということで保護されないことになるというふうに理解しているのですけれども、ゲームのような一過性のコンテンツと違いますので、そこのところは何とか工夫して、うまいこと保護ができるようにならないものか。そこら辺の現行の意匠法の縛りがあることは重々承知しておりますけれども、そういう御検討をいただけないものかというのが当協会の意見でございます。

○伊藤意匠制度企画室長 御意見ありがとうございます。現在このワーキンググループで検討させていただいておりますのは、あくまでも意匠制度小委員会からの指示を受けまして、現行意匠法の枠の中での検討となっておりますので、今回の前提は、物品の形状、模様若しくは色彩という現行法の定義が許す範囲の中で検討させていただいております。今、井手委員から御指摘いただいた点につきましては、この先の課題として当方も認識して検討を進めたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

○井手委員 DVD装置のようなものも、つないだ時だけ、そのDVD装置に画面がないからテレビの方に画像が出る。今のシンクライアントのケースでも、技術的にはほとんど同じ形ですよ。そういうことなので今後の課題ということかもしれませんけれども、そ

ういうものが保護できるようにしていただけたらというふうに要望します。

○茶園座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

林委員。

○林（美）委員 弁理士会の林です。

資料2について、ページ順に沿って幾つかご質問させていただきたいと思います。まず、1つ目が128ページ、74.1.1の電子計算機の画像という今回追加いただいた記載の中の2行目、「任意のソフトウェア等により表示される画像は」という部分の、「任意の」という部分と「ソフトウェア等」の「等」という部分についてです。「等」ということは、ソフトウェア以外何か想定されていることがあるのか、また、「任意」というのはどういったことを想定されているのか、分かりづらいなと思いましたので、まずこちらを御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○木本意匠審査基準室長 具体的に列挙できる状況ではないのですけれども、その前段に、2条2項の制度趣旨において、情報処理機能を発揮してしまうとすでに機能を発揮したことになるので、電子計算機に関する画像というのは一般的に保護対象とならないという整理をしておりましたので、その情報処理機能の発揮という範囲において、ソフトウェアと称されないものもあるかもしれないという整理がここに一旦あるのではないかと思うのですけれども、では具体的にソフトウェア以外という列記は、今具体的に御説明できない状況ですので、また整理いたしまして、意見交換会などでお知らせさせていただきたいと思えます。

○林（美）委員 お願いします。

次に、134ページの（2）で、「意匠に係る物品」の欄の記載というところについてのご質問です。こちらは先ほど伊藤さんからご説明いただきましたとおり、画像を含む意匠に関しても、機能と形態の点からあくまでも一意匠として成立する、つまり、意匠的な一体性の有無というところを今後も判断していかれるということなのだと思うのですけれども、こちらの上段にも、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分云々というのがあった上で、下のところに、意匠に係る物品の欄の記載として、適切なものの例と不適切なものの例というのを挙げていただいておりますので、例えば不適切な例として挙げていただいたような記載をしますと、基本的には7条違反で拒絶理由が来るという理解でよろしいですか。

○木本意匠審査基準室長 今の段階では7条違反を考えておりますけれども、他方、破線部を含めて図面の方の形態等も考慮することがありますので、その場合に、明らかにこの形態においてこの機能を発揮するのは難しいだろうという組み合わせのような表記をしていて、意匠の構成要件として何らかの具体性に欠けるといときには3条柱書を拒絶理由とすることもあかなと考えております。

○林（美）委員 ありがとうございます。

○伊藤意匠制度企画室長 先ほどのソフトウェア等のところなのですが、「等」とは何かというところで、一例を挙げますと、単なるデータです。例えばJPEGのようなデータはソフトウェアとは言えないと思うのですが、JPEGのデータによって表示される画像というのは当然でございますので、そういう電子計算機と直接結び付いていないデータがあったとしても、その画像は2条1項、2条2項の画像とは言えません。そういうものがソフトウェア以外にもあり得ます。

○林（美）委員 分かりました。

次に149ページの(5)ゲーム機に表示された画像のところ、いわゆるゲームを記録した記録媒体により表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、保護対象とはしないという整理をさせていただいておりますが、このコンテンツというのはどこまでのものなのかというところが若干不明確といえますか、分かりづらかったので、ご説明いただければと思います。

どういった点を不明確と感じたかについてももう少し具体的に説明いたしますと、最後の「ただし」以降のところ、「ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法2条2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像と認められる」とありますけれども、ゲームを始めると、そのキャラクター設定をしたりですとか、何かいろいろ設定する画面が出てきますよね。ゲームをやらないので詳しくないのですが、ここでいうコンテンツというのは、あくまでもゲームのプレー中に表示されるコンテンツそのもののことだけを言っているのか、設定画面等、それ以外の場面で表示されるコンテンツも含まれるのか、その辺のすみ分けというか、追加的に説明いただけると助かります。

○木本意匠審査基準室長 ただし書きのところは、従来変わっていないところがございますので、ゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う本当に限定された画像ですので、キャラクター設定等については、もうゲームは始まっているというふうに捉えるものと考えます。

○林（美）委員 キャラクター設定等画面については、もうゲームが始まっていると捉えられるのですね。ということは、ゲーム機については、キャラクター設定等画面も含め、ゲームソフトを立ち上げた直後に表示された画像から全て独立したコンテンツということで、保護対象外という理解でよろしいですか。

○木本意匠審査基準室長 はい。

○林（美）委員 資料2に関する質問は以上ですが、先ほど質問させていただいた資料3と資料2と両方の絡みで追加で質問がございます。今回、画像については「○○機能付き電子計算機」というような形で保護を図っていくという部分に関して、ハーグルートで入ってくる出願に関しましては、機能面に関する説明を願書に書けないという制限があると思いますので、物品の機能に関する説明がないものが入ってくる可能性があると思うのですが、そのような場合にはどういった処理がなされるのでしょうか。普通に、意匠が不明確ですよ、ということで3条1項柱書の拒絶理由が出て、補正を行っていくというイメージでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 まず、前提条件としてハーグルートの出願に関してなのですが、用途とか機能について一切記載がなされてはならないわけではなくて、我が国が求めている程度の物品の用途とか機能の範囲であれば、記載は不可能ではありません。認められていないのは、必要以上のテクニカルな特許のような記載でございますので、この物品は何かとか、何に使うんだのレベルであれば、当然書いていただけると理解しております。

○林（美）委員 外国の出願人ですと、そういったことを全く書かないで出願してくる例の方が圧倒的に多いのかなと思ってまして、その場合、今後こういった審査基準が適用されることになった場合にどういった処理がなされるのかなというのは、代理人の立場から気になる場所ですので、教えていただければと思います。

○木本意匠審査基準室長 現ワーキングで審査基準の改訂の議論をさせていただいているのですけれども、まずは一般的な通常の出願というのを前提に今議論させていただいております。そこが確定した上で、ハーグルートの場合には特殊な要件だったり、考慮すべき事項等もあると思いますので、優先権の問題も含めて、別途検討させていただきたいと思っています。まず原則を今回、通常の出願という、一般的な出願という形で特定させていただく作業をまず優先させていただきたいと思っています。

○林（美）委員 ありがとうございます。以上です。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。

永田委員。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

今回の保護拡充の対象の話、正直申し上げると当業界に関して言えば、余り歓迎はしないのだけれども、ぎりぎり実務的には、どうか対応できるかなぐらいの感覚を持っています。ちょっと歯切れが悪いところについて補足しますと、やはり従前から申し上げているとおり、権利が発生した後の実施の概念とか侵害論の話はこの場では議論できないという話になっているので、その効果が見えない中で保護の範囲の話をそのまま素直に受け入れられないというところはあります。

例えば、ネットワーク越しで来るような表示画像は保護されないけれども、物品のところにインストールされた部分は一体として画像保護拡充の範囲に入りますというのは理解しています。一方、例えば侵害論になってくると、間接侵害だったりといった、どういう部分まで画像を作る業界、業者が侵害というものを気にする必要があるのかというところが、この場だけでは判断しかねるというのがあります。

その点で一つ、今後このワーキンググループが終わった後、意匠制度小委員会の方に話が進むと理解していますが、小委員会の方で、どういうテーマをどんな手順で議論していく予定があるということを確認したいと思います。その中で侵害論の話が出てくると思うのですが、そこで気になる場面が起きたときに、手戻りだけれども、審査基準の改訂案自体に対して、もう一度物申すタイミングがあるのかということに気をしています。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。今考えておりますスケジュールですが、まずこのワーキンググループの検討は、今永田委員から御指摘がありましたとおり、こちらは審査基準の考え方についてメインに御審議いただいているところでございますけれども、我々の方でも、実務的には、侵害とか実施のことについても検討は進めておりますので、これは皆様と意見交換させていただく中でも徐々に意見交換を進めていきたいと思っております。その辺も、作業は併せて皆様とやらせていただきながら、意匠制度小委員会の方で、最終的には皆様に御納得いただける形に持っていきたいと思っております。我々が希望するところは、その作業をきちんと進めて行く中で、またこちらに戻って来ることのないような形で作業を進めていきたいと思っておりますので、また皆様に時間をお取りいただきながら議論を進めていければと思っております。その作業をやって参りますので、ぜひよろしく願いいたします。

○永田委員 了解しました。タイミング的には、今回のワーキングが終わって、次回が9

月に次のワーキングがあると理解していますが、その間に今の意見交換が行われるということでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 できる限りそうしたいと思っております。

○永田委員 承知しました。

○伊藤意匠制度企画室長 よろしく申し上げます。

○茶園座長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

資料3についてのものでも結構ですので、全体的に何か御意見、御質問があったらお願いいたします。

林委員。

○林（真）委員 全体的にというか、検索ツールに関してですが、実際の一般公開をトライアルに代えるというふうに以前説明があったように理解しているのですが、少なくともこれまで認められなかった後からインストールする画像を認めるということであれば、サーチの対象が増加する可能性があるのですが、このクリアランスツール、検索ツールが、クリアランス負担の解消にどのぐらい効果があるのかというのは非常にユーザーとしては興味があります。ただ、言葉で今まで御説明いただいているのですが、サーチ結果がどのように表示されるのかとか、そういったことが具体的にイメージできないので、実際にクリアランス負担が解消されるのかどうかというのを疑問視する意見もあり、今ここで、どこまでOKですよというのが明確に言えない状況もあります。ということで、お願いですが、検索の工程とか検索結果を、イメージ画像という形で構いませんので、事前に御提示いただくことは可能でしょうか。

○富永意匠審査機械化企画調整室長 意匠審査機械化企画調整室の富永と申します。

今の御質問の件ですが、今現在開発中でありまして、お見せできるものができた段階で、どのような形でお見せできるかも含めて検討させていただきたいと思っております。

○林（真）委員 よろしく申し上げます。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。いろいろ御指摘いただきまして、それらの点も含めまして必要な修正がございましたら、次回のワーキンググループにおきまして、必要な修正を加えた改訂意匠審査基準を、事務局から提示するようにさせていただきます。

それでは、最後に、今後のスケジュール等につきまして、事務局からお願いをいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日はどうもありがとうございました。今回御提示した改訂意匠審査基準（案）については、本日の議論を踏まえ、御指摘をいただいた点、御質問をいただいた点、検討中とお答えさせていただいた点を含めまして、引き続き皆様の御意見をお聞きしながら必要な修正を加え、次回の意匠審査基準ワーキンググループで、改訂意匠審査基準の最終案について御確認をお願いしたいと考えております。開催予定は9月18日となっております。

なお、委員の皆様には、8月7日も予備日として日程を御確保いただいておりますが、この日程は開催せずに、9月18日をめどに次回ワーキンググループの開催予定とさせていただきます。委員の皆様には、期日が近づきましたら、改めて開催日程についての御連絡をさせていただきたいと存じます。また、各種団体様との意見交換会などで御足労、あるいはお時間をいただくことになるかと存じますが、引き続き完成に向けてよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第7回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日は熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会